

一般社団法人水戸観光コンベンション協会 入会等規程

昭和45年8月15日

規程 第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会定款第6条及び第7条の規定に基づき、入会及び会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本会に入会しようとする者(特別会員を除く。)は、入会申込書(様式第1号)を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第3条 前条の規定により入会の承認を得た者(以下「会員」という。)は、会費承諾書(様式第2号)により、1口1,000円、10口以上の会費を納入するものとする。

(払い込みの方法等)

第4条 会費は、毎年総会終了後に一括納入するものとする。

2 既に納入された会費は返還しない。

付 則

この規程は、昭和45年8月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年11月11日から施行する。

様式第1号

入会申込書

私は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会の趣旨に賛同し、会員として入会したく申し込みます。

令和 年 月 日

一般社団法人水戸観光コンベンション協会
会長 加藤 高 藏 様

〒
所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

F A X _____

メー ル _____

様式第2号

会費承諾書

私は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会の普通会員として
口 円の会費払い込みを承諾します。

令和 年 月 日

一般社団法人水戸観光コンベンション協会
会長 加藤 高 藏 様

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)